

## 【意見陳述書】

私は、ユーコープ労働組合書記次長の安部栄子です。ユーコープ労働組合は4500名を越えるパート労働者を組織しています。生活協同組合ユーコープは神奈川・静岡・山梨3県で事業を展開していますが、その7割は時間給で働くパート職員です。

今やパート・アルバイトなどの非正規労働者は全労働者の約4割に達しています。家計を支える立場の労働者も非正規雇用となっていますが、その多くが最低賃金かそれに近い時間給で雇用され、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。

2018年度の神奈川県最低賃金は27円引き上げられ、983円となりました。その影響率は約2割で75万人の労働者の賃金の引き上げに直接結びついています。時間給で働く人の多くはパートやアルバイトなどの非正規労働者で、圧倒的多数は労働組合に組織されていませんから、労使交渉によって賃金が引き上げられることはなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金の引き上げは望めません。そして、時間給で働く人はあまりにも低い時間給のためにダブル・トリプルワークをしてなんとか生活をしている長時間労働者が多くいます。改定額の983円で月に150時間働いても15万程度です。そこから、税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」は到底できません。2007年の改定最賃法には「生活保護との整合性」が明記され、労働者の生計費が補強されました。当時の厚労省大臣は、「最賃は生活保護を下回ってはならない」と国会答弁していますが、国は、最低賃金と生活保護とを比較する際の計算式を労働時間や勤労控除など5つのゴマカシを使って生活保護を不当に低く算出し、その結果、全国すべての地方で生活保護との乖離は解消したとしています。神奈川でたたかった最低賃金裁判でもこの算出基準は大きな争点のひとつとしましたが、被告である国はこの算定基準には一切触れず、最高裁は、上告棄却・上告申し立て不受理という不当判決を出しました。中央最低賃金審議会は労働者の生計費を考える際に、人事院の「標準生計費」を唯一の指標としていますが、私たちは持ち物調査や価格調査など手作業での最低生計費調査を行ってきました。首都圏、東北、九州、東海でも月額では23万円以上、時間給では1300円から1600円が必要である結果となり、健康で文化的な最低限度の生活を実現するためには全国一律最低賃金1500円以上の実現が必須であることが明らかとなりました。2018年度の神奈川県弁護士会の会長声明は、最低賃金と生活保護基準



との逆転現象は解消されていないことを具体的事例を挙げて言及しています。

神奈川県最低賃金1000円が目前となりましたが、最低賃金が今すぐ1500円になれば、いままで我慢してきたもの、必要なものを買って、経済の好循環に役立ちます。

最低賃金の抜本的な引き上げは、中長期的に見れば中小企業の経営に好循環を生み出します。現在の中小企業の実態を考慮すれば、支払い能力に困難を抱える中小企業に対して、国の責任による特別な支援が必要です。現在の「業務改善助成金」制度は生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するという生産性向上がセットとなった非常に使い勝手の悪い制度となっています。直接的な資金支援や社会保険料・税の負担軽減など実効性のある具体的な制度への見直しが必要です。

2019年度の地域別最低賃金の引き上げ目安額を巡る議論が、中央最低賃金審議会が始まりました。日本の最低賃金は主要国の中で米国に次ぐ低い水準にとどまっており、引き上げは長年の懸案になっています。政府は経済財政運営の指針「骨太方針」で全国平均を「より早期に1000円に」と新たな目標を掲げています。参院選の各党公約も「全国平均1000円」「一律1500円」などとしています。

神奈川地方最低賃金審議会に置かれましては、中央での目安額に「いくら上乗せするか」の議論にとどまらず、神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望します。

以上